

石川県庁舎19階展望ロビー喫茶コーナー出店者募集に係る小保型プロポーザルの質問への回答

番号	質問事項	回答事項
1	現在営業されている喫茶コーナーの平面図、厨房設備配置図、電源・給排水位置が分かる図面をご共有いただくことは可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・別添図面をご確認ください。 ・なお、別添図面は平成15年度に整備した時点のものであり、現地と多少の齟齬があります。（以下同様）
2	現在使用可能な電気容量（100V / 200V、契約容量、ブレーカー容量）をご教示ください。あわせて、エスプレッソマシンや追加冷蔵設備等を想定した場合、電気容量の増設可否および工事費負担区分もご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・電源容量は15kVAとなります。 ・100V/200V回路については別添図面を参考としてください。 ・電源容量の増設は可能ですが、制限があります。 ・電源増設工事を行う際の費用は出店者にて負担ください。
3	既存の県設置厨房機器が、通常使用による経年劣化や自然故障した場合の修繕費・更新費また廃棄する場合の費用の負担区分をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・県が設置した既存厨房機器について、通常の使用に伴う経年劣化や自然故障により修繕・更新（廃棄含む）が必要となった場合は、原則として県が負担します。
4	新設設備（厨房機器、家具、内装、コーヒーマシン等）に対する県からの補助、費用負担、使用料減免等の制度や協議余地があればご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・軽喫茶の運営に必要な新設設備（厨房機器、家具、内装、コーヒーマシン等）については、原則として事業者の負担となります。 ・新設設備の導入を理由とした個別の減免措置は予定していません。
5	におい、煙、油煙、騒音等の観点から、提供を控えるべきメニューや調理方法の制限はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・におい、煙、油煙、騒音等により、来庁者や職員の業務環境に支障を及ぼすおそれのあるメニューや調理方法については、制限の対象となります。 ・なお、ガス厨房設備は設置されておらず、電気設備等による調理を前提としています。このため、ガス機器を使用する高温での炒め・揚げ調理等はできません。
6	カレー、スパイス料理、揚げ物、焼成菓子、県産加工品の物販等について、運用上の制約や販売可否をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス厨房設備は設置されておらず、電気設備等による調理を前提としています。このため、ガス機器を使用する高温での炒め・揚げ調理等はできません。
7	食材や物品の搬入可能時間、搬入車両、台車利用、納品業者の入館ルールをご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の入館にあたっては、入庁許可証を発行します。食材などの搬入は守衛室横荷捌き室付近に車両を一時停車し荷物を降ろしていただき、10号エレベーターで1階から19階、喫茶スペースまで運搬願います。台車利用は可能です。 ・なお、エレベーターは展望ロビー開放利用時間帯の10:00～20:00までは19階に停止しませんので搬出入はその時間を避けてください。
8	店舗面積の拡張や客席増設、POPUP販売、県産品物販等について、協議可能な範囲をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗面積の拡大については、店舗横1スパン10.24㎡程度の拡張の余地がありますので、事業者決定後、県と協議してください。 ・POPUP販売、県産品物販等については、カフェ運営の補完的な位置付けで認めます。
9	現在は無音の空間と認識しておりますが、BGMの使用可否、既設スピーカーの有無、出店者によるスピーカー持ち込み可否をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・軽喫茶スペースとして利用可能な既設のスピーカー設備はありません。 ・BGMを使用する場合、スピーカー等の音響機器は出店者による持ち込みを可とします。
10	BGM利用にあたり、音量、設置位置、著作権処理等の運用ルールがあればご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・スピーカー等の音響機器は、軽喫茶区画内に限定して設置してください。 ・音が庁舎全体や他用途スペースへ拡散しないよう、指向性および配置に十分配慮してください。 ・設置にあたっては、事前に県と協議のうえ承認を得てください。 ・壁・天井等への穴あけや固定を伴う場合は、別途協議が必要です ・JASRAC等の著作権管理団体への使用許諾申請・使用料の支払いが必要な場合は、事業者の負担とします。なお、登録申請については、各事業者において個別に対応してください。 ・音響機器の内容によっては、消防法上、火災時に非常放送の妨げにならないよう、BGMを遮断する装置を県にて設置する場合がありますので、その際は音響機器をこの装置に接続下さい。